5　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

6　次節の日本国の表の5欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

7　この節の規定に基づく関税割当て及び品目証明書の詳細及び手続については、第三節に定める。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
〇一〇一・九〇	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	
	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		X	
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）		X	
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
〇一〇二・九〇	その他のもの		A	
	水牛		X	
	その他のもの		A	
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）		X	
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
	その他のもの		X	
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		X	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		A	
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A	
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）		A	
第二類	肉及び食用のくず肉			
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X	
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）		X	
〇二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		X	
〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの		A	
	枝肉及び半丸枝肉		A	
	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A	
	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇三・一九	その他のもの		A	
	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇三・二一	冷凍したもの		A	
	枝肉及び半丸枝肉		A	
	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A	
	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇三・二九	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	
〇二〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇六・二一	舌		A	
〇二〇六・二二	肝臓		A	
〇二〇六・二九	その他のもの		A	
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X	
	いのししのもの		X	
	その他のもの		X	
〇二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）		X	
	肝臓		X	
	いのししのもの		X	
	その他のもの		X	
〇二〇六・四九	その他のもの		X	
	いのししのもの		X	
	その他のもの		X	
〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
〇二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		Q	(f)
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		Q	(f)
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
	分割してないもの（冷凍したものに限る。）＊＊＊＊		A	
〇二〇七・一一			X	
〇二〇七・一二			A	